

福祉措置による川崎市乗合自動車特別乗車証交付規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成31年 1 月 4 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 1 号

福祉措置による川崎市乗合自動車特別乗車証交付規則の一部を改正する
規則

福祉措置による川崎市乗合自動車特別乗車証交付規則（昭和42年川崎市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市内の障害者その他の援護、育成又は更生の措置等を要する者」を「市内の公害病認定患者等」に改める。

第3条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第4条第1項を削り、同条第2項中「前条第1項第2号」を「前条第1項第1号」に、「交付申請書」を「特別乗車証交付申請書（別記様式。以下「交付申請書」という。）」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前条第1項第3号」を「前条第1項第2号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前条第1項第4号」を「前条第1項第3号」に改め、同項を同条第3項とする。

第9条中「主務局長」を「健康福祉局長」に改める。

別記様式中

「

区 分	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給世帯 <input type="checkbox"/> 公害病認定患者 <input type="checkbox"/> 介護者		
介護を受ける者 <small>ふりがな</small> 氏名	使用者(介護者) との続柄	介護の区分 <input type="checkbox"/> 戦傷病患者 <input type="checkbox"/> 公害病認定患者	
児 童 扶 養 手 当 証 書 番 号	第		号

」

を

「

区 分	<input type="checkbox"/> 公害病認定患者 <input type="checkbox"/> 介護者	
介護を受ける者 <small>ふりがな</small> 氏名	使用者(介護者) との続柄	介護の区分 <input type="checkbox"/> 戦傷病者 <input type="checkbox"/> 公害病認定患者

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、
 当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
 。

押 印 欄

特別乗車証交付申請書		年 月 日
(宛先) 川崎市長		
住所.....		
申請者 ふりがな 氏名.....		
電話.....		
福祉措置による川崎市乗合自動車特別乗車証交付規則に基づき特別乗車証の交付を申請します。		
特別乗車証使用者 ふりがな 氏名	申請者との続柄	生年月日 年 月 日
区 分	<input type="checkbox"/> 公害病認定患者	<input type="checkbox"/> 介護者
介護を受ける者 ふりがな 氏名	使用者(介護者) との続柄	介護の区分 <input type="checkbox"/> 戦傷病者 <input type="checkbox"/> 公害病認定患者
戦 傷 病 者 手 帳 番 号、 傷 病 恩 給 等 の 種 別 及 び 障 害 程 度 等 級	第	号 法 項・款・目症 級
<input type="checkbox"/> 公害健康被害の補償等に関する法律 第 4 条 第 4 項 の 公 害 医 療 手 帳 <input type="checkbox"/> 川崎市公害健康被害補償条例施行規則 第 6 条 の 公 害 医 療 手 帳	第	号

※ のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。